



「知的財産推進計画2004」 について

内閣官房知的財産戦略推進事務局

1 はじめに

本年5月27日、政府の知的財産戦略本部は「知的財産推進計画2004」を決定した。これは、知的財産基本法（平成14年法律第122号）第23条に基づき昨年7月8日に決定された「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（以下「知的財産推進計画」という。）について、同条第6項に基づく検討を加え、変更したものである。本稿では、昨年の知的財産推進計画とこれに基づく政府の取組みの状況、及び、新たに決定された知的財産推進計画2004の主要なポイントを紹介する。

2 これまでの経緯

「知的財産推進計画2004」決定までの経緯

2002年	2月	小泉総理施政方針演説
	3月	知的財産戦略会議発足
	7月	知的財産戦略大綱決定
	11月	知的財産基本法成立
2003年	3月	知的財産戦略本部発足
	7月	知的財産推進計画決定 専門調査会設置
2004年	5月	知的財産推進計画2004決定

2002年2月に行われた小泉総理の施政方針演説において、日本の総理としては初めて、「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とする。」との表明がなされた。同年3月、総理大臣決裁に基づき、関係閣僚及び民間有識者によって構成される知的財産戦略会議の第1回会合が開催された。同会議は、同年7月に、「知的財産立国」の実現に向けた道筋を明

らかにする「知的財産戦略大綱」をとりまとめた。

大綱では、知的財産立国の形成に関する施策の推進を図るため、「知的財産戦略本部」の設置などを内容とする「知的財産基本法」の制定についても提言されており、それを受けて2002年11月27日に知的財産基本法が成立した。2003年3月1日に同法が施行され、内閣総理大臣を本部長とする「知的財産戦略本部」が発足した。本部において、知財立国を迅速かつ確実に実現するために必要な施策が検討され、2003年7月の本部会合において、「知的財産推進計画」が決定された。同時に、知的財産政策の重要課題について更に検討を行うべく、「医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会」、「コンテンツ専門調査会」及び「権利保護基盤の強化に関する専門調査会」が知的財産戦略本部令（平成15年政令第45号）に基づいて設置され、後述するようにコンテンツビジネス振興政策、知的財産高等裁判所の創設についての提言などが行われている。

本部は、知的財産推進計画について毎年度検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされており、2004年5月27日には、知的財産推進計画の改訂版となる「知的財産推進計画2004」が決定された。

3 知的財産推進計画の主な内容とこれに基づく政府の取り組み

「知的財産推進計画」の構成

第1章	創造分野
第2章	保護分野
第3章	活用分野
第4章	コンテンツビジネスの飛躍的拡大
第5章	人材の育成と国民意識の向上

知的財産を有効に活用して産業を活性化するには、質の高い知的財産を生み出す環境を整え、知的財産を適切に保護し、知的財産が社会全体で活用され、再投資により更に知的財産を創造する力が生み出されてくるといふ、「知的創造サイクル」をスピードをもって拡大循環させる必要がある。知的財産推進計画は、この知的創造サイクルのそれぞれの局面となる、知的財産の「創造」、「保護」、「活用」の各分野、また、世界でも高く評価されながら、これまで政府全体としての戦略的な取り組みが必ずしも十分でなかった「コンテンツ」の分野、さらに、知的創造サイクルのあらゆる局面を支える「人材」の分野の全5章によって構成されている。以下、知的財産推進計画の構成にしたがって、主な項目とこれまでの政府の取り組みについて説明する。

(1) 創造分野

知的創造サイクルは、知的財産の創造がなければ始まらない。知財立国を目指すためには、まず、独創的かつ革新的な研究開発成果を生み出し、それを社会に還元するメカニズムが必要不可欠なのである。知的財産の創造を促す仕組みを如何に作り上げるかがその鍵となる。

大学知的財産本部とTLOの整備

研究資源の多くを有する大学等が果たすべき役割は極めて大きく、知的財産の創造・取得・管理・活用を戦略的に実施する体制の整備が必要である。政府は、2003年に「大学知的財産本部整備事業」を開始し、全国43の機関をその対象として選定した。各大学においては、TLOとの連携強化、外部人材の登用等による知的財産のマネジメント体制が着実に整備されつつある。

一方、大学において創造された知的財産を円滑に社会に還元するために、1998年にTLOに関する法整備が行われ、2004年7月現在で37機関が承認TLOになっている。この承認TLOを通じてなされた2003年度の大学の特許出願件数は、1,679件（対前年度344件増加）、ロイヤリティ収入は5億5,400万円（対前年度1億4,400万円増加）であり、知的財産の創造から活用に至るまでの知的創造サイクルが大きく回り始めようとしている。

職務発明規定の改正

2003年4月、最高裁は、現行特許法35条の解釈とし

て、勤務規則等により算出された対価の額が特許法で定める「相当の対価」の額に満たないとき、従業者はその不足額を請求することができる旨を判示した。

政府では、発明者の研究開発へのインセンティブの確保、企業の特許管理コストやリスクの軽減及び我が国の産業競争力の強化等の観点から検討が行われた。この結果、企業と従業員との対価の取り決めに当たっては、企業が一方的に決めるのではなく、従業員の意見が十分反映されるようにすること、裁判所における対価額の認定の際には、発明による企業の利益に加え、新たに発明者の処遇や企業側の生産・販売面における努力も考慮しなければならないとする、特許法35条の職務発明規定を改正する法律（「特許審査の迅速化等のための特許法の一部を改正する法律」（以下、「特許審査迅速化法」という。））が2004年の通常国会に提出され、5月28日に成立した。改正後の35条は2005年4月から施行される。今後は、各企業が発明者との間で相当の対価を取り決める手続きを行う上で参考となる事例集が作成されることになっている。

(2) 保護分野

知的財産創造のインセンティブを確保するとともに、その効果的な活用を図るには、知的財産の適切な保護が不可欠であり、そのための制度や体制は、今後もより一層充実させていかななければならない。新たに生み出された知的財産を、制度の国際的な調和や技術革新の進展も踏まえて適正に保護するとともに、権利取得手続・訴訟手続の充実と迅速化のための体制を整備することによって、知的財産の保護を十全ならしめる基盤の構築を目指す。

特許審査の迅速化

熾烈な国際競争の中で企業の経営判断にスピードが求められる今日、特許審査の迅速化は、優れた発明の事業化を促し経済の活性化につなげるために不可欠である。2003年末の時点で、日本における特許審査の待ち時間は26か月であり、52万件に上る審査未着手案件の縮減と、審査請求期間の短縮に伴って今後発生が見込まれる約30万件の審査請求の急増への対応が急務である。

この問題については、知的財産戦略本部の権利保護基盤の強化に関する専門調査会において集中的な検討がな

され、2003年12月、「特許審査を迅速化するための総合施策について（提言）」が取りまとめられた。そして、2004年度には98名の任期付審査官を確保している。また、前述の特許審査迅速化法には、特許審査に必要な従来技術調査の外注先について、公益法人要件を撤廃して民間の活用を図るための指定調査機関制度の見直し等を含む工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の改正や、実用新案登録に基づく特許出願制度の導入や実用新案権の存続期間の延長等を含む実用新案法の改正等が盛り込まれている。

紛争処理機能の強化

2003年7月の知的財産推進計画では、内外に対し知的財産重視という国家政策を明確にする観点から、知的財産高等裁判所の創設を目指すこととされた。これを踏まえ、権利保護基盤の強化に関する専門調査会における集中的な議論を経て、「知的財産高等裁判所の創設について（提言）」が同年12月に取りまとめられた。そして、東京高裁内に法律上の「知的財産高等裁判所」を設ける「知的財産高等裁判所設置法案」が2004年の通常国会に提出されるに至った。この法案は2004年6月11日に成立し、我が国にも2005年4月に知的財産専門の高等裁判所が誕生することになった。この知財高裁においては、知的財産訴訟の迅速な解決や判決の予見可能性の向上に加え、十分な予算や専門人材の確保により、知的財産訴訟に相応しい運営がなされることが期待される。

また、知的財産関連訴訟の処理機能を強化すべく、裁判所調査官の権限の拡大・明確化や訴訟審理における営業秘密の保護のため審理を非公開にできることなどを主な内容とする「裁判所法等の一部を改正する法律案」も国会に提出され、同じく6月11日に成立し、2005年4月から施行される。

模倣品・海賊版対策

中国をはじめとする海外市場では、模倣品・海賊版により被害を受けた我が国企業があらゆる業種で増加している。模倣内容も、商標権のみならず著作権、意匠権、特許権とほぼ全ての知的財産権に広がってきている。模倣品・海賊版の氾濫状況や被害額を正確に把握することは非常に困難であるが、ICC（国際商工会議所）の報告では、世界の全貿易量の5 - 7%が模倣品・海賊版によ

って占められており、中国政府の発表では、2001年の市場における模倣品総額は2.2~2.8兆円の間と推定されている。このように、模倣品・海賊版問題はもはや「有名税」として許容できるものではなく、我が国が「知的財産立国」を実現するために、解決しなければならない大きな障壁となっている。

(外国市場対策の強化)

2003年10月にAPEC（アジア太平洋経済協力会議）閣僚会議において、我が国の提唱により知財保護が首脳宣言・閣僚宣言に盛り込まれた。

また、ODA（政府開発援助）を活用して侵害発生国の知的財産制度の整備・執行の強化を進めるべく、2003年8月のODA大綱見直しの際に重要課題として、知的財産の適切な保護を通じて発展途上国の持続的成長を支援することが盛り込まれている。

(水際及び国内での取締りの強化)

2004年3月31日に改正された関税定率法が4月1日から施行されており、税関長が侵害認定手続を執る旨の通知を知的財産の権利者に行う場合には、輸入者や製造者の氏名等の情報を併せて通知することとなった。権利者にとっては、通知される情報を利用することで、輸入者に対してはもちろん、模倣品を根絶するべく製造者に対して権利行使できる可能性が広がった。

(3) 活用分野

知的創造サイクルは、知的財産が十分に活用されることによって完結する。つまり、知的財産を創造し、これを権利として保護するとともに有効に利用し、そこから収益をあげ、それを新たな技術開発に向けたというメカニズムが有効に機能してこそ、日本経済の再生と国際競争力向上につなげることが可能となる。

現在、我が国の知的財産の活用をめぐる問題点として、特許権については保護されている権利がその管理手法の問題から「利用されない」場合や、著作権については権利関係が複雑で「利用しにくい」場合が少なからずあるのではないかとの懸念がある。これは、我が国の産業の組織的構造が未だになお、高度成長期の残滓を引きずっていることに起因しているが、今後、企業の「選択と集中」が進む中で、この動きを促進させる制度、その過程の中で生じてくる知的財産流通・流動化の円滑化、世界標準の確立と知的財産の活用、大学と企業の研究開発に

関する役割分担の見直しと特許利用や移転の円滑化、ベンチャー・中小企業における特許の活用促進等を積極的に推進する必要がある。

知的財産の戦略的活用の支援

企業における知的財産重視の経営戦略を推進するため、知的財産の情報開示を促進する観点から、証券市場（マーケット）において、各企業の主要事業と知的財産との相関関係が明らかになるような知的財産情報開示の在り方を検討するため、2004年1月に「知的財産情報開示指針」が経済産業省において策定された。現在、複数社が当該指針に基づいて知財報告書を公表しているが、今後も、企業による積極的な知財情報開示の進展が期待される。

知的財産の価値評価手法については、客観的に評価できる基準の在り方を知的財産の種類や取引ごとの特性に応じて2004年度までに検討・整理することとしており、2004年6月に中間論点整理が同省より公表された。この中間論点整理では、各種の知的財産権の特性、その種類や想定される目的や主体によって評価手法が異なること、定量評価のみならず定性情報と併せた総合的な評価が必要であることを踏まえ、特許権、商標権、著作権のそれぞれにおいて価値評価の前提が整理されている。

また、知的財産の管理及び流動化促進の目的で信託制度等を活用するため、知的財産を信託の対象にするとともに、それを扱う事業者として、TLOや一般事業会社等の参入を認めることが必要である。これを実現する「信託業法案」が今国会に提出された。同法案は成立には至らなかったものの継続審議されることが決定しており、できるだけ早期の成立が望まれる。知的財産が信託業の対象となることにより、グループ企業における特許権等の一括管理が容易になるほか、中小・ベンチャー企業等が知的財産の信託を通じ、その管理を戦略的かつ効率的に行うことや信託受益権の販売によって資金調達を行うことが可能になる。

知的財産活用の環境整備

知的財産権実施許諾（ライセンス）契約を安定強化する観点から、第三者対抗要件を備えている知的財産権ライセンス契約については、破産法上の管財人の解除権を制限し、ライセンシーの立場を保護する等の措置を設け

た破産法が2004年5月25日に成立した。

また、知的財産を含む無体財産権の使用料について源泉地国免税とする内容を含む日米新租税条約が2004年3月に発効した。これによって、企業等の知財を利用した海外展開が後押しされることとなる。

（４）コンテンツビジネスの飛躍的拡大

日本の映画やアニメなどのコンテンツは、近年、海外から高い評価を得ているが、その魅力をビジネスとして十分に活かしてきていない。このような現状を踏まえ、2004年4月、知的財産戦略本部のコンテンツ専門調査会において、業界の近代化、人材育成、資金調達に関する「コンテンツビジネス振興政策」が取りまとめられた。また、法律家と事業者や創作者との交流を活性化させるべく「エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワーク」が結成された。更に、「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」（以下、コンテンツ促進法という。）が議員立法により2004年5月28日に成立している。コンテンツ促進法は、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関し、国、地方公共団体及び関係者が、その基本理念を共有し、一体となって関連する施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的にしたものである。

（５）人材の育成と国民意識の向上

知的財産立国を実現する上で、知的財産の創造・保護・活用を推進するため、それぞれの分野における制度を整備することは重要であるが、最終的にその制度を有効に生かし有意義な成果を残すことができるか否かは、「人」次第である。したがって、今後我が国において、ますます知的財産に関する専門人材の育成が必要となってくるが、特に、知的財産を中核とした事業活動がグローバル化している昨今、国際的な競争に勝ち抜いていけるだけの優秀な人材の育成が望まれる。

2004年4月より設置された法科大学院（68校、総定員5590人）においては、その全てに知的財産法関連の授業科目が開設されている。また、司法試験合格者数は2010年頃には年間3000人程度を目指すと言われており、今後は弁護士的大幅な増員とともに、法科大学院において知的財産法を習得した知財に強い法曹の輩出が期待さ

れる。更に、弁護士による自己研鑽も進んでおり、日本弁護士会が2003年度に開催した知的財産法関連の研修には、1000人を超える弁護士が参加している。

弁理士についても、その量的拡大が進む中、特定侵害訴訟代理人としてのいわゆる付記弁理士が2004年4月までに約500人誕生している。

4 知的財産推進計画2004

知的財産推進計画2004は、知的財産推進計画の改訂版ともいえるもので、その基本的な構成は維持されているが、項目数は2003年の知的財産推進計画の約270から大幅に増加し、約400となっている。とりわけ、模倣品・海賊版対策、コンテンツビジネス振興及び中小企業・ベンチャー企業や地域の支援という観点からの施策に関する項目が増えている。以下、知的財産推進計画2004に盛り込まれた、今後政府が取り組むべき施策の主なものについて説明する。

(1) 創造分野

知的財産費用の十分な確保

大学においては、今後特許等の出願件数が大幅に増加することが予想されることから、特許関連経費を確保し、充実させていく必要がある。このため、大学が獲得した競争的資金については、間接経費の一部を特許関連経費に充当できることを明確化し、その積極的な使用を奨励していくことが重要である。また、我が国の国際競争力の強化のため、海外出願経費及び維持管理経費を含めた特許関連経費の支援を競争原理の下で、大学の自主性を尊重しつつ大幅に拡充すべきである。

国立大学法人によるベンチャー企業の株式取得

2001年に「大学発ベンチャー1000社計画」が発表され、政府一丸となって大学発ベンチャーに対する支援を行っているが、一般にベンチャー企業は、創業時には資金繰りが極めて脆弱であり、大学から特許等に関してライセンスを受ける場合、現金によりライセンス料を支払うことが困難である。したがって、国立大学法人によるライセンス対価としての株式取得を認めるための制度を整備し、国立大学法人が保有する技術の産業分野への移転を促進すべきである。

(2) 保護分野

特許審査の迅速化

知的財産推進計画2004には、特許審査の迅速化を着実に実現するため、特許審査の順番待ち期間がピークを迎える5年後(2008年)においても20ヶ月台(中期目標)に留めるとともに、10年後(2013年)には世界最高水準である11ヶ月(長期目標)を達成し、最終的にはゼロを目指すことが明記された。今後は、上記中・長期の目標を実現するため、必要な任期付審査官を十分に確保していくとともに、特許審査迅速化法に基づいた総合的施策を着実に進めていく。

なお、経済産業省では、上記中・長期目標を達成するための毎年度の実施計画を策定し、その達成状況について毎年公表することとしている。

地域ブランドの保護

我が国には、例えば関アジ・関サバのように、地域の特色や伝統に裏打ちされたブランド産品が数多くあり、地域産業振興のため、これらの産地ブランドの保護が重要であり、適切な保護実現のための検討を行う。ただし、名称が一般化している、又は他地域での使用が既に定着している産品等への影響に配慮する必要がある。

模倣品・海賊版対策の抜本的強化

2004年2月以降4回にわたり、権利保護基盤の強化に関する専門調査会において議論が重ねられ、2004年5月に専門調査会としてのとりまとめが公表された。このとりまとめにおいて、取組の方向性や更に検討が必要な課題が盛り込まれており、推進計画2004は、これを踏まえたものになっている。

侵害発生国への対策強化においては、模倣品・海賊版問題を単に知財保護の問題としてではなく世界の通商問題として再認識し、対策を強化すべきであるとしている。この認識に基づき、在外公館や日本貿易振興機構(JETRO)における被害実態の把握、取締当局の対応状況フォロー、取締当局への要請、知財支援窓口の明確化や、米欧の制度を参考にした海外における侵害状況の調査や侵害発生国への対応、FTA交渉を活用した知的財産保護のエンフォースメント確保を図るべきことなどが挙げられている。

このほか、水際での取締りの更なる強化に向けた税関

の機能強化、侵害認定における司法判断の利用や個人による模倣品・海賊版の輸入や所持に対する取り締まりの在り方、国内での取締りの強化では、インターネットを利用した侵害の取締強化、いわゆるデッドコピー品に対する規制強化、ノウハウや設計図面などの海外流出を防ぐために必要な施策などが挙げられている。

(3) 活用分野

中小企業・ベンチャー企業は、大企業と比べ知的財産戦略に対する取り組みが十分であるとは言えず、また知財戦略を策定するための資源が不足しているのが現状である。このため、新たな技術創出の担い手となることが期待される中小・ベンチャー企業に対して、知的財産に対する取り組みを支援していく。

まず、中小・ベンチャー企業が十分に利用できていない特許料等の減免措置について、その利用の促進など対象拡大のための措置を講ずるべきである。また、外国における権利取得や模倣品対策には多大な費用がかかるため、優れた技術を持つ中小・ベンチャー企業に対して、モラルハザードとならないよう配慮しつつ、海外出願や海外における模倣品・海賊版対策などの支援や企業からの相談体制の整備などを抜本的に強化する。

また、一部の地方公共団体では、知的財産を用いた地域振興の取組が急速に広がりつつあり、国においてもこのような取組を積極的に奨励することも言及している。

(4) コンテンツビジネスの飛躍的拡大

コンテンツビジネスは事業規模が大きく、かつ関連する産業分野が幅広いことから、日本経済の牽引役を担うことが期待されるほか、海外における日本のイメージ向上にも大きな役割を果たすことが期待される。

推進計画2004には、業界の近代化・合理化支援、資金調達手段の多様化、コンテンツ制作やそれに対する投資を促進するためのインセンティブ付与、人材育成の強化、技術の高度化、海外展開拡大、ブロードバンドなどを活用した事業展開推進、地域等におけるコンテンツ保存及び発信強化などの施策が盛り込まれている。また、一方で新たなコンテンツを生み出すため、既存コンテンツの公正・円滑な利用を促進することが重要であることから、裁定制度の利用を促進するためのマニュアルの作

成や、権利制限規定の見直しが盛り込まれた。

本部は、今後3年間を集中改革期間として改革のためのロードマップを作成し、関係府省の取り組みの促進を図るとともに、目標の達成状況について毎年評価を行うこととしている。

(5) 専門人材の育成

知的財産推進計画2004では、2006年から開始される新司法試験における選択科目についての言及があるが、2004年8月に、知的財産法を選択科目の一つとする旨の答申が司法試験委員会から法務大臣にされており、今後、答申を踏まえた省令の整備が見込まれる。また、弁護士・弁理士の量的拡大及び資質の向上、社会人向けに夜間に学べる法科大学院の設置拡充をはじめとする知的財産教育の環境整備や、科学技術に精通したポストドクターを知的財産の専門人材として活用とすることも盛り込まれている。

5 おわりに

2002年2月の小泉総理の施政方針演説以降、およそ2年半の間に、我が国は「知的財産立国」へ向けて大きな一歩を踏み出した。しかし、これらの動きはまだ途にいたばかりであり、真の知的財産立国を実現するには、価値ある知的財産が連綿と創造され、これらが適切な保護受け、さらにこれらを活用することにより新たな富を生むという知的創造サイクルが円滑に循環しなければならない。

知的財産戦略本部では、今後も、知的財産推進計画2004に盛り込まれた施策の担当府省による実施を推進し、その達成状況をフォローアップするとともに、専門調査会の活用などによりみずから調査審議も行い、必要に応じて計画の見直しも行っていく。

「知的財産推進計画」及び「知的財産推進計画2004」の全文は、「首相官邸」ホームページ内の「知的財産戦略本部」のページをご覧ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html>